

紛争裁定にみる戦国大名権力の特質：
分国法・裁判文書の検討を通じて

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2016-01-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 長谷川, 裕子 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10098/9517

紛争裁定にみる戦国大名権力の特質

— 分国法・裁判文書の検討を通じて —

キーワード

戦国大名 裁判 村落間相論 家中 分国法

長谷川 裕 子

はじめに

戦国大名が目指した政治姿勢の特徴は、各大名が制定した分国法や裁判文書に顕著にみることができる。そのため、これらの史料は、戦国大名権力の歴史的段階を追究するための分析対象とされ、これまでも数多くの研究が重ねられてきた^①。戦国大名の成立を、一揆契状から国法への転換のなかに捉えた勝俣鎮夫氏は、毛利家中の一揆契状が、神仏ではなく毛利氏当主に対して誓約されていたことに注目し、戦国大名権力の絶対性や裁判権の集中は、「領主階級^②の一種の自己否定」によって可能になったと位置づけた。

家中の自力救済行為である喧嘩を押さえて、戦国大名の裁決に委ねたことが、戦国大名の分国法、ひいては戦国大名権力を形成させる契機になったということであろう。

そして、勝俣氏は、家中の喧嘩は、報復が報復を呼び私戦・私闘へと発展してしまうため、そうした家中の私的復讐を否定し、際限ない報復行為を絶つ目的で採用されたのが、喧嘩両成敗法であったとする。戦国大名は、慣習法としての両成敗法を、大名の法として分国法のなかに取り入れ、家中に対して強制するに至ったが、そうした私的復讐の原因となったのは、家中における所領紛争であった。分国法にみられるような境相論や用水相論を含む所領相論は、一

換契状を結んでいた国人一揆の段階から深刻な問題となっていた。そのため、戦国大名は領国内の所領に対する一元的支配権を確立し、さらに家中の領主権に介入し、百姓に対する恣意的支配を制限することで、戦国大名「国家」を形成していったと捉えている。

このように勝俣氏の議論は、家中間対立の展開と、その克服方法に戦国大名権力の形成をみた点で非常に重要な見解である。だが、そうした家中間対立が発生する背景については、家中の所領相論や百姓支配という問題以外には想定されていない^③。戦国大名が規制の対象とした家中相論の背後には、用水や山野などの用益をめぐる村落間相論が存在しており、その解決を求めた個々の領主がより有力な領主に結集することで、戦国大名権力とその家中が成立したことは、近年の研究で明らかにされてきている^④。戦争や飢饉の頻発する社会で、個々の領主が生存するためには、領主の責務として村落間相論に関わることが求められた。個々の領主の自力による解決は、一方で戦国大名による裁定へと結実し、家中の自力を規制した「公」権力を誕生させた、ということである。

そのように考えられるならば、戦国大名領国において、「公」権力たる戦国大名が家中によって委ねられた紛争解決を、実際にはどのように行っていたのか、その具体的な

解決法を追究していく必要があるだろう。これまでの研究において、戦国大名裁判の画期性については論じられているものの^⑤、裁定方法についてはまだ具体化されているとは言いがたく、分国法についても、豊富な条文の内容が村落間相論の実態と絡めて論じられているものは少ない。そこで本稿では、分国法や裁判関係の史料を素材に、戦国大名が抱えていた領域支配における課題、また課題解決のための戦国大名裁判の方法について検討し、戦国期における訴訟の歴史的意義についての位置づけを試みたい。その上で、紛争裁定のあり方からみえてくる戦国大名の特質について、室町期までの幕府や守護とは異なり、戦国大名が各領国における唯一の「公」権力として求められた独自の役割として捉えることを、ここの第一の目的とする。

一、家中の「喧嘩」とその要因

はじめにでも述べたように、戦国大名を支える組織として、戦国期には「家中」が形成されるが、その家中は内部に家中構成員同士の対立を抱えている場合が多い。家中内部の対立は、家老級同士によるイニシアティブ争いもあるが、その背後には各家臣同士の知行・所領や被官人をめぐる争いが存在していた。そのため、戦国大名は家臣同士の

紛争裁定にみる戦国大名権力の特質（長谷川）

争いを抑止し、あるいは解決することで戦国大名「家中」を形成し、その家中の平和を維持するために戦国大名の分国法を制定した。では、家中内部ではどのような問題が家臣同士の争いを生んでいたのだろうか。

1、個別領主の「家」に関わる問題

戦国大名が制定した分国法は、内容的にも多岐にわたるため、ここではすべてを取り上げて検討することはできない。そこで、戦国大名家中の対立要因が顕著に現れる内容に焦点を合わせて検討するために、安芸の戦国大名毛利氏の家臣が毛利氏に提出した起請文にみえる条項を中心に検討していく。

【史料1】天文十九年七月二十日 福原貞俊以下家臣連署起請文（「毛利家文書」四一〇）⁶

言上条々

（第一卷）
一、井上者共、連々輕上意、大小事恣ニ振舞候ニ付、被遂誅伐候、尤ニ奉存候、依之、於各聊不可存表裏別心之事、

（第二卷）
一、自今以後者、御家中之儀、有様之可為御成敗之由、至各も本望ニ存候、然上者、諸事可被仰付趣、一切不可存無沙汰之事、

（第三卷）
一、御傍輩中喧嘩之儀、殿様御下知御裁判、不可違

背申事、

付、閣本人、於合力仕之者者、從殿様可被仰付候、左様之者、親類縁者最負之者共、兎角不可申之事、

付、御家来之喧嘩ニ、具足にて見所より走集候儀、向後停止之事、

（第四卷）
一、御弓矢ニ付而、弥如前々、各可抽忠節之事、

（第五卷）
一、仁不肖共ニ傍輩をそねみ、けんあらそいあるへき者ハ、

上様よりも、傍輩中よりも、是をいましめ候はん事、

（第六卷）
一、於傍輩之間、当座々々何たる雖子細候、於公儀者、参相、談合等、其外御客来以下之時、可調申之事、

（第七卷）
一、喧嘩之儀、仕出候者、致注進、其内ハ堪忍仕候而、可任

（第八卷）
一、御下知之事、

（第九卷）
一、人沙汰之事、

男女共ニ、

（第十卷）
一、午馬之儀、作をくい候共、返し可申候、但三度共はなし候てくい候者、其午馬可取之事、

（第十一卷）
一、山之事、往古より入候山をハ、其分ニ御いれあるへき事、

(第一卷) 一、河ハ流より次第之事、

(第二卷) 一、鹿ハ、里落ハたをれ次第、射候鹿ハ、追越候者可

取之事、

(第三卷) 一、井手溝道ハ、上様之也、(後略)

【史料1】は、毛利元就が家中内部でも力を持っていた井上元兼一派を討伐した後(第一条)、家中が毛利氏に対して再び「可抽忠節」きことを誓約した起請文である(第四条⁷⁾。その際家中は、「傍輩」間にどのような諍いがあるうとも、「公儀」の前に参会して談合することを定め(第六条)、今後は「御家中之儀」については毛利氏が「御成敗」することを求めた(第二条)。【史料1】に、「御家中之儀」として列記された条項は、家中の内部の人間関係について定めた第八条までの前半部分と、戦国大名および家中の領域支配に関わる問題を定めた第九条から一三条までの後半部分と、内容的に大きく二つに分けて考えることができる。

まず前半部分についてであるが、ここでは「御傍輩中喧嘩」が問題とされている。こうした喧嘩は、近くで見ている者の「合力」や親類の「最負」を得て、すぐに「具足」による大規模な争いに発展してしまう(第三条)。そのため、喧嘩が起こったとしても、「堪忍」して喧嘩に应じず、すぐに毛利氏に注進して「御下知」を仰ぐように求めている(第七条)。また、家中内部で互いを妬んだり、争いを起こ

す者は、大名毛利氏はもちろん、傍輩中からも諫めるように定めている(第五条)。

これらの条文から、毛利家中内部には、「傍輩中」の対立が深刻化していた状況が読み取れよう。特に、喧嘩に対する他者の「合力」や親類の援助が禁じられているように、傍輩間の喧嘩の背後には、家中全体を巻き込む派閥のような対立構図が潜在していたと考えられる。天文一九年(一五五〇)に井上一派を肅正したように、こうした家中内部の抗争は、ときに家中分裂を引き起こし、毛利氏権力の足下を揺るがすことになりかねない。そのため、家中間に潜在する対立要因を法文化し、それへの対処法を示すことで、家中間の喧嘩・対立を未然に防ごうとしたのである。そして、それこそが、家中たちによつて領内唯一の「公」権力であった戦国大名毛利氏に求められた役割であったと捉えられよう。

同じように、他の戦国大名の分国法にも家中間の喧嘩に関する条項が数多く確認できる。南近江の戦国大名六角氏の「六角氏式目」第二条では、たとえば父や子を殺害されたとしても、「勘忍」して注進すべきことを定め、「相当」の仕返しや「兵具」をもって押し寄せたり、喧嘩に「合力」することを禁じている。また、陸奥の戦国大名伊達氏の「塵芥集」第二〇条では、「喧嘩・口論・鬭諍」の後、大名へ「理

非披露」せずに勝手に相手方に「差懸」けた場合、差懸けた側を処罰すると定めている。このように、戦国大名権力は、家中による自力での解決を抑制し、戦国大名への提訴と裁定を強要することで領国の「平和」を実現しようとしていた。この点に、戦国大名権力の特質をみることができるが、それでは、何が傍輩中の対立を招いていたのだろうか。

原因の一つとして考えられることは、【史料1】の第八条で述べられている「人沙汰之事」であろう。「人沙汰」とは、「人返」について定めたものと考えられるが、この人返については、戦国大名が制定した規定のなかでも従来より注目されていた問題である。毛利家中は、すでに享禄五年（一五三二）福原貞俊以下連署起請文（「毛利家文書三九六」）の第三条において人返について定めているが、そのとき対象とされたのは「忤被官、小中間、下人」であった。菊池浩幸氏も指摘するように、「其主人々々のよしミを相違候而傍輩中江走入」とあることから考えれば、このとき毛利家中のなかで問題とされた人返の対象は、個々の家中構成員（個別領主）に仕える奉公人や被官などであろう。彼らが主人のもとから欠落する理由はさまざまあったであろうが、享禄五年の起請文第二条に、「各召仕候者共、負物に沈、傍輩間へ罷却」とあることから、毛利家中にお

いては「負物」による欠落が家中の間で一つの問題となっていたようである。

また、駿河の戦国大名今川氏の分国法「今川仮名目録」第六条には、「逐電」して二〇年過ぎた場合は本主が取り返してはならないが、「失」¹¹過失があつて「逐電」した者については、二〇年過ぎても本主が取り返してよい、と定めている。このことから考えれば、元の主人のもので何か問題を起こして欠落する者もいたことがうかがえる。だが一方で、「さしたる述懐なき所に、事を左右によせ、みだりに寄親をとりかふる事曲事」（「かな目録追加」第三条）と、主人にたいした不満がないのに主人を変えることを禁じていることから、「負物」や「失」といった問題があつて欠落する者ばかりではなかったようである。理由はともあれ、奉公人や被官の欠落が家中間で問題となるのは、主人を持つ者の欠落が「科人」「盗人」の罪科に相当し、主人敵対の科として本主の取り返しの対象とされた事によっている。

【史料2】「塵芥集」第二十七条

一、人の被官、本主人をすて、改め主をとる事あらば、いま召使ふ主人のかたへ申届け候うへ、なお抑留いたし、本主人へ返さず候はゞ、一筆をとり、見合にこれを討つべし、もし又、文の返事にもおよばずば、

子細を披露すべし、其是非により、くだんの被官、ならびに許容いたし候族、ともにもつて成敗を加ふべきなり、

【史料2】にみえるように、被官が欠落して他の領主を頼った場合、元の主人は今の主人に申し届けた上でその被官を取り返すようにと定められている。「今川仮名目録」第五条にも、「古被官他人めしつかふ時、本主人見合に取事、停止之畢、たゞ道理に任、裁許に預かり、請取べき也」という同様の内容が定められている。この二つの条文からは、欠落した被官を見つけて取り返そうとする本主人と、本主人の求めに応じず、被官を擁護する現主人が存在したことがうかがえる。そこで問題となつたのが、欠落して主人に敵対した被官を処罰すべく人返を求めた本主人と、その被官に頼られた現主人との間の被官の帰属をめぐる争いであり、それが家中対立の根源となつていた。人返に関する規定が、戦国大名の分国法に多くみられることから、奉公人や被官をめぐる家中間の対立は、頻繁かつ深刻な問題であつた。そのため、両者の間の争いを未然に防ぐために、現主人側、あるいは戦国大名に届け出をしてから人返をするように定めているのである。

しかし、【史料1】の第八条に「男女共ニ」とあることから考えれば、人返はなにも家臣の奉公人や被官に限られ

た法ではなかつたようである。戦国大名相良氏の分国法「相良氏法度」第四条にも、「普代之下人之事、無是非候、領中之者、婦子によらず来候するを、相互可被返也」とあり、譜代の下人は、婦子に至るまで、他の領主のところに欠落してきたならば、相互に元の領主のところに返すように定められている。また、「塵芥集」第四七条には、「逃ぐる人」についての規定がみられる。戦国から江戸時代初期までは、まだ百姓の「走り」（欠落・移動）が激しかったことから考えれば、戦国大名の人返法は百姓や譜代下人の欠落なども対象としていたと考えられよう。

そうであるならば、戦国大名家臣に仕える奉公人や被官ではなく、下人や百姓が家中間対立の問題となるのは、どのようなときであろうか。戦国大名北条氏領国において発給された人返状を検討した則竹雄一氏は、人返状に欠落先が記されている事実から、一旦欠落しても自ら帰村したという百姓が存在したことを指摘し、彼らが元の在所の領主を通じて北条氏に人返要求をしたと論じている¹¹。そして、このような要求が出される背景には、百姓の帰村に際して、欠落者を受け入れた側による妨害があつたと想定している。このように考えれば、下人や百姓の欠落を受け入れた領主と元の在所の領主が、百姓の帰村をめぐる争つていた状況が浮かび上がつてこよう。奉公人や被官と同様

紛争裁定にみる戦国大名権力の特質（長谷川）

に、百姓の「走り」をめぐつても、家中同士の対立が容易に起こりえたのである。

下人や百姓の欠落の理由は、経済的困窮や諸役未進などが考えられるが、一方で欠落した下人や百姓は、再開発の労働力として、あるいは戦陣の野伏（軍役）として、他領の領主や土豪に呼び集められていく。つまり、困窮した人々を受け入れる受け皿の存在が、激しい人の動きを生み出し、欠落された側の領主を悩ませる事態となっていた。実際に、軍役忌避を理由に欠落した者に対する人返が行われていることから考えれば、戦国大名による人返の目的は、家中間の紛争抑止とともに、家臣所領の再生産維持や軍役確保にも置かれていたということになろう。そして、それは戦国大名領国の生産構造や軍事力編成を支えていた。そのため戦国大名は、人返についても、家中間対立の裁定にとどまらない、領国内で起こりうる（あるいは実際に起こった）事態への対処法を制定していったのであろう。

これまで人返法は、農民闘争の一形態であった農民の逃亡を弾圧するための領主間協約、あるいは戦国大名による農民の土地緊縛法の問題として捉えられてきた。だが、戦国大名領国内の欠落をめぐる状況から考えれば、人返は単に農民闘争に対抗し、領主による農民支配を保障するための法としてではなく、奉公人や被官・下人、そして百姓の

帰属をめぐつて発生する家中間の争いを、未然に抑止するための領主間の取り決めであったと捉えられよう。そして、人返の問題などを通じて、容易に発生してしまう家臣同士の争いを解決することが、戦国大名権力にとっての一番の関心事であったのである。そのため、分国法にみられるような細部にわたる取り決めが作られたのであろう。

そこで、分国法を手がかりに、当該期の家中が抱えていた問題についてもう少しみていきたい。戦国大名の人返法にみたように、戦国大名権力は個別家臣の奉公人や被官の人返のような、主従制あるいは「家」の問題のみならず、個別家臣所領内の百姓に対する人返のような、所領支配に関わる問題についても規定していた。このことは、在地の相論が家臣同士の相論に発展してしまうという事態はもちろんであるが、一方で戦国大名権力が領国内唯一の「公」権力として、領国内のあらゆる問題にも対処することを求められていたからに他ならない。【史料1】の第九条目以降は、そうした在地の問題に関わる条項が列記されているが、これらの問題も、【史料1】の性格から考えれば、このときの家中が抱えていた問題として読むことができよう。次に、【史料1】の九条目以降の条項から、戦国大名領国内に存在した諸問題について考えていく。

2、個別領主の所領支配に関わる問題

個別領主の所領支配について考える場合、領主と村・百姓との間に生じる問題も検討対象としなければならぬが、本稿ではより在地の百姓や村のなかでの問題に絞って検討していく。まず、『史料1』の第九条をみてみよう。この条文は、放牧された牛馬が、他人の作物を荒らしてしまうという事態に際し、その処置を定めたものである。おそらく、牛馬が草を求めていくうちに、他人の耕地に侵入してしまうことが度々あったのであろう。問題は、他人の作を荒らした牛馬を、荒らされた側が取り上げてしまうことにあった。そのため毛利家中は、耕地を荒らされても二度までは持ち主に返し、それでも収まらない場合に限り取り上げてよいという基準を設けている。

ここでの牛馬は、主に百姓の耕作用に飼われていたものと考えられるが、『結城氏新法度』第五五条に「人の作を、乗馬にても、雑馬にても、放れ候て喰ふ事有」とあることから、耕作用の牛馬だけではなく、乗馬の放牧の際にも同様の問題が発生していたようである。そして、結城氏の場合も同様に、作を荒らされた者が「馬の尾を切り、叩き、殺すなどする事」が問題とされ、むしろ馬を殺した作人を処罰するとしている。ただし、そのように定めると「念の悪きもの、知らぬふりにて馬・牛放し、人の作を損さすも

のある」ので、『塵芥集』第一五六条では、「かの牛・馬をつなぎをき、主のかたへ損亡の多き少きにより科錢をとる」ように定めている。

このように、牛馬の放牧をめぐる発生する相論に対し、戦国大名はそれが武力闘争に発展しないように対処していた。『相良氏法度』第一〇条に、「牛馬放すべき事、田畠の作毛取おさめ以後」と定めているのは、相論を未然に防ぐためであろう。だが、それとともに注目すべきことは、牛馬を「叩き、殺す」ことを禁じている点である。この条文からは、牛馬を殺すことにより、百姓の耕作が滞ることのないように配慮していたことがうかがえよう。百姓の生産活動は、個別領主や戦国大名の経済にも直接関わる問題である。その生産活動を支える牛馬は、江戸時代の岡山藩では牛を購入する百姓に「牛銀」貸付が行われたというほど、大名にとっても重要視されていくようになる。戦国期段階では、牛馬を所持していたのは村の有力層に限られていたと考えられるが、戦国大名やその家中は、喧嘩の抑止と同時に、人々の生業安定化をも見据えた基準作りをしていたといえよう。

次に、『史料1』の第一〇条にみえる「山之事」であるが、山の問題は中世後期の村落間相論に頻繁に登場している。毛利氏の場合、入会山についての規定であり、『往古』

からの入会の状況に従って山利用するように定めている。また第二二条では、山に生息する鹿の所有をめぐる規定であるが、この条項も大きく分けて山における用益の帰属に関わるものと捉えることができる。

山用益に関しては、分国法のなかにもさまざまな法令が散見される。たとえば、「塵芥集」第二二二条には、入会の山野を「作場」にしたことをめぐって相論となった場合、「山は山、野は野、先規のごとく作場をあい止め」るよう定めている。山は、肥料や燃料ともなる柴・草の利用から、材木としての樹木伐採、さらには焼畑による耕地利用など、さまざまな利用法が見込まれる場であった。そのため、入会山は、同じ用益を入りあって利用する関係と同時に、異なる用益を重層的に利用しあう関係も展開する場であった。^⑨「塵芥集」第二二三条に「境相たゞざるの山」と記されているのは、こうした山利用の多様なあり方を如実に表現している。

そのような入会山において問題となっていたのは、複数の村が入りあって利用していた山を、ある特定の村が独占してしまうこと、あるいは、今までの利用法を変更し、新たな用益を開発することで、従来の用益を妨害してしまうことであった。毛利氏では前者、伊達氏では後者の問題が対象とされているが、山資源の枯渇に伴い、新たな生業が

模索されるという状況は、室町から戦国期の社会において多数確認できる。^⑩戦国大名はこのような事態に際し、「先規」の通りの利用を徹底させるとともに、「由緒」が不明な場合に「訴訟」させ、大名の裁決による解決を目指した。それは、「六角氏式目」第一三条に、「野事、山事、井水事」をめぐる「一庄一郷」が蜂起するような状況が想定されているためであろう。百姓の生業に関わって必要となる用益をめぐることは、戦国期以前から在地レベルで激しく争われていた。「一庄一郷」の蜂起は、その土地を知行する領主をも巻き込んで深刻な相論に発展する。それを未然に防ぐためにも、先例通り、という限界はあるものの、基準作りと訴訟の徹底が求められたのである。

そして、山用益と同様に、分国法のなかに多くみられる条項が、【史料1】の第一三条にみえる「井手・溝」についての取り決めであった。「井手（井堰）・溝」（用水路）は、農業生産に欠かせない水を耕地に取り入れるための施設である。川から用水を引く場合、井堰をどこに、どのくらいの幅・高さで立てるのか、また用水路をどのくらいの幅で、どこを通して引くのか、という問題は、川の右岸・左岸の村々、あるいは川上・川下の村々との間で激しく利権がぶつかる場所であった。そのため、相論はときに武力闘争に発展し、戦国大名の裁定が求められることになるが、そう

した用水施設に関する問題进行处理するためには、在地の現狀に即した事細かな基準が必要とされたのである。²²⁾

「相良氏法度」第八条では、新田開発のために本田の用水から新たに用水を引く場合は、本田の領主とよく相談するように求め、「今川仮名目録」第十五条では、新用水路が他人の土地を通る場合は、替地や借地料としての「井料」を支払うように定めている。従来の耕地を維持しながら新たな耕地を開いていくために、用水路を新設・整備することには積極的である一方、それが伝統的な土地利用を阻害することのないよう、十分に注意している様子が見て取れる。

また、従来からの用水施設の管理・修理などについて、「相良氏法度」第二条では、用水を利用する者が「田数次第に」人数を出して行い、人数を出さないところには水を引いてはならないとしている。毛利氏家中でも、すでに享祿五年の起請文において、「井出・溝」は洪水などで「相替事多々」あるので、領主が「みそ料」を捻出して管理・修復するように定めている。個々の領主である家臣の「勸農」の一環として、家臣に修理費用を捻出させ、その費用で在地の村々に人足を提供させて維持・管理にあたらせる。そして、用益をめぐって相論となった場合は、戦国大名法廷で裁定をする。牛馬の放牧に関する規定でもみたように、用水をめぐるさまざまな条文からは、百姓の生業に関わる用益を、

あらゆる身分の人々がそれぞれの役割を果たすなかで確保していこうとする、生業の安定化をめざした社会構造の形成が読み取れるのである。²³⁾

さらに、「史料1」の第一条は、用水と密接に関わる川の流れを問題としている。具体的に何について定めているのか、少しわかりづらいが、「塵芥集」第九〇条には、川の流れが変わることで変化する耕地の所属についての規定がみられる。また、「結城氏新法度」第六〇条には、川瀬が変わった場合に、川の領有をめぐる者たちの間で発生する漁業権争いについての対処法が二通り示されている。一方、「今川仮名目録」第二七条には、「河流の木」の所属について規定している。おそらくは、毛利氏の場合も、川の流れが変化した場合の対処法や、川を流れてくる流木などの所有をめぐる規定であったと考えられる。

しかし、「塵芥集」第八四条において、「用水の事、先規にまかせたるべし」と定められているように、山用益同様、川や用水の所有を明らかにすることは簡単なことではなかった。毛利氏が「上様之也」と述べているのは、こうした水利利用や川の所有を村や百姓たちの間で争わせないために、「井手・溝」は「公」のものであることを示そうとしたのではないだろうか。こうしたあり方は、「道」についても同様であった。²⁴⁾ 万人が通行する道は、川よりももっ

と公共性の高いものである。そのような道が「上様之也」となる理由はよく理解できるが、それでは道ではどのような問題が生じていたのだろうか。

『塵芥集』第七〇条には、「路次を通る族、或は作毛をとり、或は店屋の物を盗む事」、第一三八条には、「路次をゆきゝの人、道のほとりの家垣を壊ち、松明になす事」が問題とされている。同じく第一三七条には、「公界の道を貪りとり、作場になす事、盗人の罪科たるべし」と規定されている。戦国期には、道沿いの田畠の作物や店の品物、さらには道沿いにある家垣を勝手に壊してしまうという事件が横行し、それが現場における相論・刃傷事件を引き起こしていた。そうした相論・事件を回避するために、まずは道沿いでの「盗み」を処罰する必要がある。

だが、さらに問題なことは、こうした盗みとともに、人々が往来する「公界」、すなわち「公」の道を勝手に作場にしてしまうという事態であった。道などの万人に開かれた公共的な場というのは、前近代においては、なかなか永続的に維持することが難しいのか、すぐに共同体内の利益²⁵あるいは私的な利益によって利用される場に転化していく。そのため、「道端の地主、右左ともに畔をゆづり、先規にまかせ、道のひろさ一丈八尺に改むべき也」（『塵芥集』第一三七条）という、細かい規定を設けなければならなかつ

たのである。

毛利氏が道についても「上様之也」と記しているのは、諸国の商人の通路であり、領国内の人の移動や物流の根幹である道を維持するにあたり、私的所有を排除することを明言する必要があるためであろう。そして、生活物資などを移入し、生産産物を移出するための道を維持することは、すなわち領国内の人々の生活安定化につながる。戦国大名は、領国内の平和を確保し、人々の生存を維持するために、このような具体的な基準・方針を文章化することを求められていたといえよう。

以上のように、天文一九年の毛利家中起請文を中心に、戦国大名領国内部に存在したさまざまな紛争の根源について列挙してきた。毛利家中の事例にみるように、これらの問題は、当該期の家中内部で個々の家臣が抱えていた課題であり、それを解決するために、多くの戦国大名領国内で同様の法令が作成された。松浦義則氏は、毛利家中のこうした動向を、家臣間相互の矛盾克服のための一揆的結合²⁶であり、「下から」の動向による「家中」の成立として評価した。まさに、戦国大名の分国法を含め、戦国期のこうした法令は、戦国大名権力を構成していた家臣を対象に、なおかつ彼らの要望を受けて作成されたものといえよう。

ただ、家中間の矛盾の背景は、果たして松浦氏の述べ

るような家臣間の私的支配権をめぐる対立だけであつたのだらうか。むしろ、家中間対立は、山・水などの利益をめぐる在地の紛争が領主間紛争に容易に転化してしまうという、中世以来の社会状況に由来していたのではないだろうか。毛利家中が、再び家中としての結束を固める目的で、毛利氏当主に誓約した内容のなかに、村落間相論に関わる問題が含まれているということが、その社会状況を顕著にあらわしているよう。

戦国大名の分国法も同様に、法整備の主眼は領国内の争いを根絶し「平和」を実現することにあつた。そのため、室町幕府以来の「先例」重視という姿勢から一歩ふみこんで、あらゆる状況にも対処しうる細かな規定が定められたのである。そして、その際に重視されたのが、戦国大名への提訴であつた。ともすれば、すぐに武力による解決や報復が図られがちな社会にあつて、「勘忍」して提訴することを求めたのである。この点に、戦国大名権力の特質がみられよう。そこで次に、そうした戦国大名権力による裁判について、章を改めて検討していく。

二、戦国大名裁判の方法とその特質

はじめにでも述べたように、戦国大名権力の特質の一つ

史苑（第六九卷合併号）

として、村落間相論をも裁定する裁判システムの形成があげられる。そうした裁判は、「たよりなき者訴訟のため、目安之箱、毎日門之番所に出置」（今川氏「訴訟条目」第二条）という、今川氏や北条氏にみられた「目安箱」や、「六角氏式目」第六三・六四条にみられた訴訟費用の制限・廃止によつて、領国内の人々に等しく開かれた制度として定着化させることを目指した政策であつた。室町幕府とは異なり、領主階級のみならず、広く村の百姓までもが直接訴訟できる制度は、その意味で画期的であつたが、分国法に明らかなように、第一章でみたような判断基準を明確化すること、さらには裁判方法やその執行についても、前代とは異なる特徴がみられる。そこで、まずは近江国の戦国大名浅井氏や六角氏の事例を中心に、戦国大名法廷の実像に迫ってみたい。

1、戦国大名への提訴と裁判方法

戦国大名浅井氏は、浅井亮政の台頭以後、久政・長政の三代が北近江を領し、天正元年（一五七三）九月に滅亡するまで、管見の限り六三通の相論関係史料を残している（後掲【表】参照）。訴訟の内容は多岐にわたるが、これらの訴訟を事例として、戦国大名裁判の方法について具体的にみていく。

紛争裁定にみる戦国大名権力の特質（長谷川）

【史料3】 天文二十四年四月二十六日 浅井久政書状

〔伊香文書〕〔表〕No.35)

就小山与草事、彼在所令打擲、其内一兩人、大略可罷過之由候、先以無是非次第に候、来廿八日可遂詮作候之間、早朝登城仕、可申明候、不可有遲滞候、恐々謹言、

天文廿四年

浅井

卯月廿六年

久政（花押）

雨森

地下人中

【史料3】は、小山村と雨森村が草用益をめぐって相論となったものである。「来廿八日可遂詮作候之間、早朝登城仕、可申明候」とあるように、浅井久政は二日後に取り調べを行うので、浅井氏の居城である小谷城まで出頭するように、雨森村に直接命じることがわかる。おそらく、「打擲」されて二人が瀕死の状態になってしまった小山村側が、浅井氏に訴えたことによつて、大名法廷における裁判がはじめられたと考えられる。

では、大名法廷への訴訟は、どのようにして伝えられたのであろうか。浅井氏については、残念ながら提訴方法を具体的に示す史料は残されていない。【史料3】において、直接村に対して登城命令が出されていることから考えれば、村からの直訴も存在したのではないかと推測できる。

だが、天文二十四年（一五五五）に発生した、高時川用水をめぐる大井懸かりと下井懸かりの村落間相論では、浅井氏被官であつた三田村貞政と三田村定頼が大井懸かり、同じく浅井氏被官の井口経元が下井懸かりの代表として現れている。そして、その際に三田村氏や井口氏は、訴訟を進めるにあたつて「奏者」を立てていることから、浅井氏の場合、提訴はこうした浅井氏被官が村の代表となつて、浅井氏重臣を奏者に頼んで行う方法が一般的だったのかも知れない（【表】No.36・37・38・39²⁷⁾）。

一方、北条氏や今川氏の領国では、「目安箱」を通じて、村が直接大名に直訴できる裁判制度が確立していた²⁸⁾。しかし、こうした戦国大名への直訴は、「たよりなき者」、すなわち訴訟を取り次ぐべき担当者との私的紐帯をもたない者のための訴訟法であつたという。北条氏や今川氏の領国では、重臣クラスの寄親のもとに「同心」「与力」等が編成されるという、寄親寄子制による軍事指揮系統が形成されていた。そのため、北条氏や今川氏の裁判においても、寄親という私的紐帯をもつ寄子は、一般的に直訴は禁止され、寄親を通じて訴訟することが求められていたという。つまり、北条氏・今川氏領国においても、直訴による訴訟ルートと、人的関係を通じた訴訟ルートという二つの訴訟経路が存在していたということである。したがって、浅井氏の

場合も、高時川用水の相論のような、村を代表する浅井氏家臣から、「奏者」を務める重臣への提訴という訴訟ルートとともに、【史料3】のように、村に直接対応するような訴訟ルートの二つの方法が取られていたと考えることもできよう。

しかし、より重要なことは、前者のルートにおいても、村を代表していた三田村氏が、「百姓共かたへ被仰聞候て、明日にても御登城候」(表【No.36】)と命じられていることであろう。提訴の方法はさまざまであっても、戦国大名が訴訟において重視したのは「百姓共」の言い分であった。そのため、【史料3】においても、大名は訴えを受けた後、まずは相論相手方の陳述を聞くために村の地下人に出頭を命じているのである。このことから考えると、大名裁定では相論当事者を登城させ、詳しく事情を聞くことが規定となっていたと捉えられよう。⁽³⁰⁾

一方、室町幕府の裁判においても、村や百姓が直接提訴できないまでも、百姓に対して文書による陳述や庭中への出頭などは求められていた。では、室町期までの裁判と異なる戦国大名裁判の特質は、どういう点にみいだせるのであろうか。この問題を考えるためには、大名が居城に当事者を呼びだして質問した、その内容が問題となるであろう。浅井氏領国で、それを確認できる史料がないため、南近江

の六角氏の事例から検討する。

【史料4】(永禄元年カ) 紙公事尋問条々案
(「今堀日吉神社文書」二〇三『今堀日吉神社文書集成』)

可尋事、

一、初ニゆつりはうニて荷物取候保内商人内、誰々ニ

て候つる哉、尋度事候、

一、枝村ニて荷主誰々ニて候つる哉、

一、自枝村礼ニ出候衆不覚哉事、

一、初の時も荷物商人宿ニて押哉事、

一、海道かし申事、年をきり候哉、其時一乱こくさく

間とかし候哉、知度事、

一、いかた川かきりたる起請事、

一、此儀候後ハ起請可成候かの事、

【史料4】は、永禄元年(一五五八)に今堀保内商人が、商人宿にて枝村商人の荷物を奪ったことをきっかけにはじまった相論に関するものである。差出と宛所が記されていないが、この史料が「今堀日吉神社文書」として伝わっていることから、おそらく裁判を進めるにあたって、六角氏が保内商人に対して「可尋事」を簡条書きにして遣わしたものであったと考えられる。【史料4】からは、事件の具体的経過を知るために、大名が村に対して質問状を発給していたことが読み取れよう。実際に、同年五月一二日以降、

紛争裁定にみる戦国大名権力の特質（長谷川）

保内商人は六角の居城に在城し、同一九日には【史料4】で尋ねられたことのうち、第一条めの「ゆつりはう」で荷物を取った保内商人の交名を書き記し、六月一四日に提出している。また逆に、枝村側も同年九月二六日に事件の具体的内容について申状をあげていることから、枝村側にも同様に大名側からの質問状が出されていた可能性もある。

このように、戦国大名六角氏が相論当事者を在城させ、相論の原因について、判決以前に具体的な取り調べを自ら行っていたことがうかがえよう。六角氏の事例を敷衍して考えるならば、先にあげた浅井氏の法廷においても、事件の経過を述べさせるために登城させていたものと捉えることができる。一方、室町期までの裁判では、法廷における相手方との問答は行われたとしても、権力側は相論の経過について自ら調べて判定を下していたものではなかった。実際には、文書や絵図など、より確固とした由緒をもつ方、あるいは法廷において弁が立つ方に有利な判定が下されていたのである。そうした方法と比べると、戦国大名の裁定方法は明らかに変化を遂げたものであったといえよう。

また、戦国大名法廷では、事情聴取だけではなく、戦国大名が奉行を派遣し、実際に検分を行わせていた。

【史料5】 天文二年七月十一日 浅井亮政判物

（「南部文書」【表】No.1）

山田庄之内青名井口相論ニ付而、立越見候処ニ、中野者仕様非分儀候条、憲法ニ申付候間、如前々井を可堀者也、恐々謹言、

天文二年

七月十一日

青名百姓中

（浅井）
亮政（花押）

【史料5】は、青名村と中野村が「井口」をめぐる相論となったものである。「立越見候処ニ、中野村仕様非分」とあることから、浅井亮政が実際に検使を派遣して検分したところ、中野村の非分が発覚したことがわかる。そして、検分結果をもとに、中野村の非分を止め、青名村が井を掘るべきことを「憲法」として申しつけたのである。【史料5】は、浅井氏が村側の訴えを受け、その裁定を行うために、自ら検使を派遣していた事実を示している。しかし、実際に検使を派遣したからといって、きちんと実検をしていたのが疑問となるであろう。次の史料をみてみよう。

【史料6】（弘治三年）六月二十七日浅井久政判物

（「富田文書」【表】No.43）

従御料所、当郷へ遣井、先年奉行を遣、相極候処、至于当年、大石居置由候、新儀無謂候、但於有子細者、明後日廿九日罷上、可申明候、恐々謹言、

(弘治三年)
六月廿七日

富田庄

浅井

久政(花押)

地下人中

【史料6】には、「先年奉行を遣、相究候処、至于当年、大石居置由候」とあり、先年検分した時の状況と、当年検分したときの状況の違いが指摘されている。このことから、検使として派遣された奉行が、相論箇所をきちんと検分して判断していたことがうかがえるとともに、【史料6】が作成された段階で、それ以前の検分の記録が、何らかの形で戦国大名のもとに記憶されていたことが読み取れる。先にあげた、高時川用水の相論では、裁定の結果を「井奉行」が事細かに記して、対象となる村々に遣わしていたが、それはまさに検分の記録を物語るものであったといえよう。こうした記録により、検使である奉行は、以前における検分の基準を知ることができ、またそれを基準に判断することができたのである。だが、裁判の過程で検分が行われたのは、浅井氏に限られたことではなかった。

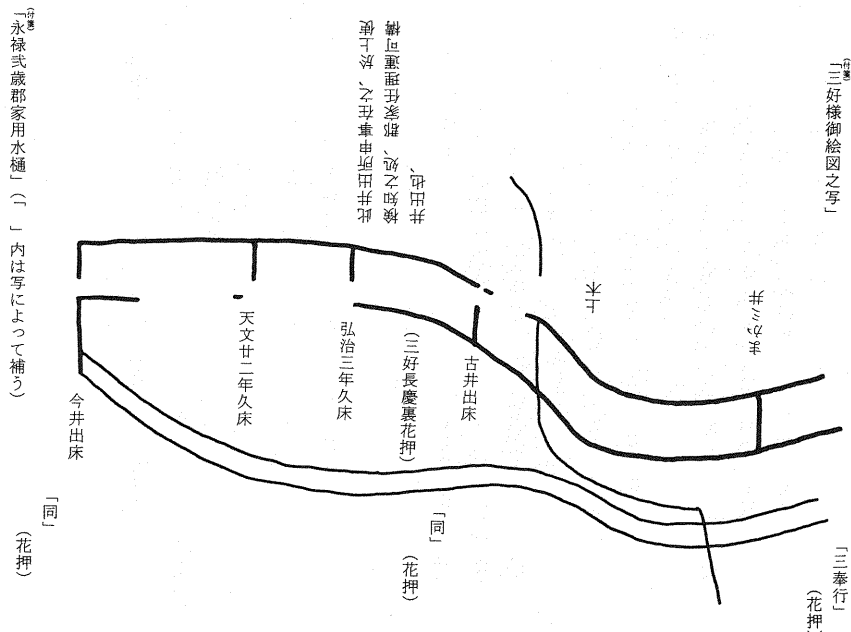
【史料7】 永禄二年五月十九日 三好長慶判物

(「郡家区有文書」 東京大学史料編纂所所蔵写真帳)

今度当所与真上申詰井出床事、双方以指図雖及訴論、互無証跡、真上与申者、従往古御井出咄無旨申、為究

史苑(第六九卷合併号)

【図】(永禄二年)三好長慶用水相論裁許絵図トレース
(「群家区有文書」東京大学資料編纂所所蔵写真帳)



紛争裁定にみる戦国大名権力の特質（長谷川）

淵底、差遣検使等令見候処、年之井出跡顕然上者、任当所理運之旨、如絵図面構井出、可専用用水便者也、仍状如件、

永禄式

五月十九日 長慶^(三好)（花押）

郡家惣中

【史料7】は、大阪府高槻市に「郡家区有文書」として伝来した、三好長慶による用水相論の裁許状である。裁許状には、郡家村と真上村が「指図」を提出して訴訟したが確証が得られなかったため、「検使」を派遣して真相を追究したところ、年々の「井出顕然」であったことが判明したとある。この相論においても検使が派遣されていることは注目すべきことであるが、さらに重要なことは、検分の結果をもとに、検使によって当主三好長慶のお墨付きを得て「絵図面」が作成されたことである。「郡家区有文書」には、裁許状とともに、このとき作成された裁許絵図が伝来している（前掲【図】参照³⁶）。

裁許絵図には、問題となった「井出床」のところに、「此井出所申事之、於上使検知之處、郡家任理運可構井出也」と記され、実際に検使が「井出床」の検分を行っていたことが確認できる。そして、それを保証するために、絵図面の表には「三奉行」の花押、そして裏には三好長慶の花押

が据えられているのである。裁許状と裁許絵図が、その写しとともに現在まで伝来しているということは、権力側の花押が据えられた絵図が、後の証拠として大きな効力を持つものと認識されていたからに他ならない。戦国大名は、自らの裁許を後の支証とするために、こうした裁許状や絵図を発給したものと捉えられよう。

実際に【史料6】では、以前に戦国大名が決定した以外のことは「新儀」と述べられている。それは、戦国大名裁定が検使に検分させた結果下された、いわば吟味した結果の判決であったために、それを容易に覆すことは「新儀」と捉えられたのであろう。戦国大名権力は、相論の原因を尋ね、現地の検分を行う代わりに、大名の裁決を絶対化させていく。しかし、以前に決まってしまった判決が全く覆せなかったわけではない。【史料6】の後半部分には、「但於有子細者、明後日廿九日罷上、可申明候」とあるように、先年の判決に対して今回「大石居置」いたのは「新儀」であるが、何か事情があつてのことであるなら申し出なさい、と陳状を受けつけているのである。

大名裁定が、検使による実検を行って判断していたといっても、その判決は必ずどちらかに不利な状況を強いることになる。そのため、さらなる陳状を受けつけることで、両者の妥協点を探ろうとしていたのであろう。このように、

【表】戦国大名浅井氏領国裁判関係史料目録

No.	元号	月	日	差出	宛所	内容	対処	史料名	刊本
1	天文2	7	11	浅井亮政	青名百姓中	用水相論	検分	南部文書	東浅井郡志4巻
2	天文3	10	11	浅井亮政	玉村大蔵坊御坊	所領(買得地)相論		西松文書	東浅井郡志4巻
3	天文3	12	16	浅井亮政	成菩提院御同宿	所領(買得地)相論		成菩提院文書	東浅井郡志4巻
4	天文5	8	5	浅井亮政	松尾寺年行事	寺領田畑入作相論		松尾寺文書	東浅井郡志4巻
5	(天文5)	8	6	三田村定頼	松尾寺年行事	寺領田畑入作相論	礼銭納入	松尾寺文書	東浅井郡志4巻
6	天文5	11		早崎正俊	竹生島惣山	検断職・諸公事相論		竹生島文書	東浅井郡志4巻
7	(天文5)	12	15	大津清忠	竹生島惣山御坊	検断職・諸公事相論		竹生島文書	東浅井郡志4巻
8	天文5	12	24	浅井亮政	竹生島寺中御坊	検断職・諸公事相論		竹生島文書	東浅井郡志4巻
9	(天文9)	11	25	浅井秀信	安養寺	大工職相論		阿部文書	東浅井郡志4巻
10	(天文10)	2	28	浅井秀信	安養寺	大工職相論		阿部文書	東浅井郡志4巻
11	(年未詳)	5	28	浅井亮政	竹生島年行事御坊	大工職相論		阿部文書	東浅井郡志4巻
12	(年未詳)	7	4	浅井亮政	相撲庭百姓中	用水相論	両成敗	宮川文書	東浅井郡志4巻
13	天文11	5	6	浅井久政	八相遠江守殿・并二村々百姓長男	用水相論		柏原共有文書	近江経済史論攷
14	天文11	5	11	浅井久政	八相遠江守殿・并二所々百姓中所々	用水相論	絵図面作成	井口区有文書	
15	天文11	5	15	浅井久政	大井懸り所々百姓	用水相論		井口区有文書	近江経済史論攷
16	天文17	6	7	浅井久政	大浜新右衛門	大工職相論	作業凍結	阿部文書	東浅井郡志4巻
17	(天文17)	6	22	浅井久政	大浜新右衛門	大工職相論	登城要請	阿部文書	東浅井郡志4巻
18	天文19	5	2	浅井久政	石道寺年行事御坊			石道寺文書	東浅井郡志4巻

紛争裁定にみる戦国大名権力の特質（長谷川）

No.	元号	月	日	差出	宛所	内容	対処	史料名	刊本
19	天文19	11	2	浅井久政	郷秀就	所領（新田）相論		郷野文書	東浅井郡志4巻・改訂坂田郡志7巻
20	（天文20）	3	17	浅井久政	山田清氏（玄良）	所領（新田）相論	札銭納入	郷野文書	東浅井郡志4巻・改訂坂田郡志7巻
21	天文20	3	18	山田玄良（清氏）	郷秀就	所領（新田）相論		郷野文書	東浅井郡志4巻・改訂坂田郡志7巻
22	天文20	12	19	浅井久政	郷秀就	所領（買得地）相論		郷野文書	東浅井郡志4巻・改訂坂田郡志7巻
23	天文21	2	7	浅井久政	下坂佐馬助	跡職相論	穿鑿	下坂文書	東浅井郡志4巻
24	天文22	6	1	浅井久政	大野木土佐・上坂八郎兵衛	用水相論	詮議	宮川文書	近江経済史論攷
25	天文22	6	13	相撲庭		用水相論		宮川文書	東浅井郡志4巻
26	（天文22）	6	22	浅井久政	河毛清充・月ヶ瀬忠清	用水相論		宮川文書	東浅井郡志4巻
27	（天文22）	6	22	河毛清充	福寿庵侍者	用水相論		宮川文書	東浅井郡志4巻
28	（天文22）	7	5	浅井久政	上坂八郎兵衛尉	用水相論		上坂文書	東浅井郡志4巻・改訂坂田郡志7巻
29	天文22	8	吉	平井九郎衛門尉・竹本太郎二郎		用水相論		井口区有文書	
30	（天文23）	4	12	浅井久政	河毛清充・三田村定頼	大工職相論	裁定伝達	阿部文書	東浅井郡志4巻
31	天文23	4	25	島菩提行嚴	富田太郎兵衛（宗久）	大工職相論		阿部文書	東浅井郡志4巻
32	天文23	4	28	島菩提行嚴	北海	大工職相論		阿部文書	東浅井郡志4巻

49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33
(年未詳)	(年未詳)	(年未詳)	(年未詳)	(年未詳)	弘治3	(弘治3)	天文24	天文24	(天文24)	(天文24)	(天文24)	(天文24)	(天文24)	天文24	(天文23)	天文23
12	10	7	6	2	7	6	7	7	7	7	7	7	7	4	10	5
25	6	23	8	24	25	27	23	23	20	20	14	10	1	26	12	8
浅井忠種	浅井久政	浅井久政	浅井久政	浅井久政	浅井久政	浅井久政	平井九郎衛門 尉・竹本太郎 次郎	浅井久政	月ヶ瀬忠清・ 浅井貞政	井口経元	浅井久政	浅井久政	浅井亮頼	浅井久政	浅井久政	浅井久政
郷秀就	加藤内介	賀藤内介	芝田藤四郎・木本彦 六	月ヶ瀬帶刀	富田庄地下人	富田庄地下人		大井懸り所々百姓		政月ヶ瀬忠清・浅井貞	浅井亮頼・浅井忠種		三田村貞政・三田村 定頼	雨森地下人中	竹生島菩提坊御房	下井懸所々百姓
所領（新田）相論	所務相論	所領相論	？	所領（加地子）相論	用水相論	用水相論	用水相論	用水相論	用水相論	用水相論	用水相論	用水相論	用水相論	用水相論	大工職相論	用水相論
		登城要請	登城要請		中分	登城要請	裁定伝達	誓談	執行要請	執行要請		登城要請	登城要請	登城要請	渡海要請	絵図面作成
郷野文書	加藤文書	加藤文書	清水文書	阿部文書	富田文書	富田文書	磯野共有文書	磯野共有文書	三田村文書	三田村文書	三田村文書	三田村文書	三田村文書	伊香文書	阿部文書	井口区有文書
改訂坂田郡志4巻・ 改訂坂田郡志7巻	改訂坂田郡志7巻	改訂坂田郡志7巻	東浅井郡志4巻	東浅井郡志4巻	東浅井郡志4巻	東浅井郡志4巻	東浅井郡志4巻	東浅井郡志4巻	東浅井郡志4巻	東浅井郡志4巻	東浅井郡志4巻	東浅井郡志4巻	東浅井郡志4巻	東浅井郡志4巻	東浅井郡志4巻	東浅井郡志4巻

紛争裁定にみる戦国大名権力の特質（長谷川）

No.	元号	月	日	差出	宛所	内容	対処	史料名	刊本
50	(永禄3)	12	23	中島直頼	樋口直房	所領相論		観音寺文書	東浅井郡志4巻
51	永禄4	4	14	浅井長政	光汲房御坊	所領(買得地)相論		郷野文書	東浅井郡志4巻・改訂坂田郡志7巻
52	(永禄4)	6	4	遠藤直経	三田村定頼	大工職相論		阿部文書	東浅井郡志4巻
53	(永禄4)	6	5	浅井長政	富田大工太郎兵衛(宗久)	大工職相論		阿部文書	東浅井郡志4巻
54	(永禄5)	3	28	磯野員昌	光汲房御坊	所領(新田・買得地)相論		郷野文書	東浅井郡志4巻・改訂坂田郡志7巻
55	永禄5	4	24	浅井長政	光汲房玉床下	所領(新田)相論		郷野文書	東浅井郡志4巻・改訂坂田郡志7巻
56	永禄6	4	4	東野政行	郷秀就	所領(新田)相論		郷野文書	東浅井郡志4巻・改訂坂田郡志7巻
57	永禄9	6	4	浅井長政	馬渡上下並富田百姓	用水相論	隣郷保証	富田文書	東浅井郡志4巻
58	永禄9	8	22	浅井長政	加田三郷地下人	餌刺職(?)相論		南部文書	東浅井郡志4巻・改訂坂田郡志7巻
59	(年未詳)	2	22	木村廣忠	菅浦惣荘	上使喧嘩相論	尋問	菅浦文書	菅浦文書上巻
60	(年未詳)	6	5	浅井長政	富田大工太郎兵衛(宗久)	大工職相論	登城要請	阿部文書	東浅井郡志4巻
61	(年未詳)	8	22	浅井長政	赤尾清綱	大工職相論	撰作(詮索)	阿部文書	東浅井郡志4巻
62	(年未詳)	10	7	浅井長政	加藤内介	跡職相論		加藤文書	改訂坂田郡志7巻
63	(年未詳)	12	17	浅井長政	樋口直房	所務相論	譴責	上坂文書	東浅井郡志4巻

用益慣行は、両者の意見を尋ね聞き、現地を確認するとい
う、厳重な方法で行われた大名裁定に基本的に拘束される
ことになる。だがそれを基礎として、相論ごとに徐々に修
正されながら新たな基準を作り上げ、またそれに規定され
ていくのである。こうした実検による裁決というあり方も、
室町期までの権力の裁判にはみられない、戦国期権力独自
の方法であつたといえよう。

2、戦国大名裁定の執行

このようにして決定した大名の判決は、実際には大名側
による執行の催促を経て、村側の自力によって行なわれる
ことになる。判決の執行が、在地の村によって実現してい
たことは、室町幕府の裁判と同様である。しかし、大名裁
定が出たからといって、それにより不利益を蒙る村側は、
なかなかその判決を執行しようとしなない。戦国大名による
裁定執行の方法が、室町期までと決定的に異なるのは、裁
定の執行が裁定者側の強制を背景としていたことであつ
た。

【史料8】 永正五年八月八日 伊庭貞隆判物写

（『伊藤泰詮家文書』『志賀町史』第四巻）

一、就当所北口堺之儀、及物忿之处、伊黒左京進・同
四ヶ村百姓以出状雖属無為、令違変可及子細之由依

申、両方召越遂紀明之处、当庄理運無相紛、殊支証
明鏡之上者、於向後為彼庄雖有申儀、曾以不能承引、
尚以於菟角之族者一段可申付也、仍状如件、

永正五八月八日

（伊庭貞隆）
出羽守在判

小松庄

沙汰人百姓中

【史料8】は、六角氏の家宰であつた伊庭貞隆が当事者
を召して堺相論を裁決したものである。そこには、「尚以
於菟角之族者一段可申付也」とあることから、六角氏の裁
決に従わない者には、戦国大名として何らかの制裁を加え
ることが示されている。こうした大名側の制裁は、当事者
側に速やかに裁決を執行させ、当座の解決を図らせる大き
な後ろ盾になつたであろう。では、具体的にはどのように
して判定の執行が実現されていたのだろうか。

美濃国の守護土岐頼芸は、西美濃に流れる糸貫川に設置
された用水井堰をめぐって、真桑七ヶ井方が席田井方の井
堰を打ち落としたことに対して、席田井方の既得権を確認
した上で、井堰の修復を真桑七ヶ井方に命じた。その際に、
判決を執行させるために、土岐氏は真桑七ヶ井方に井堰修
理にあたる人数を上使に提出させ、実際に上使を派遣して
判決を見届けている。さらに、土岐氏の後に美濃を領した

紛争裁定にみる戦国大名権力の特質（長谷川）

斎藤義龍は、用水路が複雑に絡み合う当該地域に対して、紛争を抑止するために分水制を採用していたが、用水井口の口開けは上使立会のもとに行わせていた。用水施設の管理にも、大名権力の使節が深く関わっていたのである。土岐氏や斎藤氏の事例に明らかなように、戦国大名は裁判で決定した判決を実行し、地域の秩序を「平和」的に維持するために、大名直属の使節を派遣していたことは明らかであり、またその点に、室町期までとは異なる戦国大名裁判の画期性を認めることができよう。しかし、戦国大名の裁定は、大名側の強制力だけに裏付けられていたわけではなかった。

【史料9】永禄九年六月四日 浅井長政書状

（富田文書）【表】No.57）

去々年以來、井水之儀、小今村存分申三付而、遂詮作候、隣郷者対起請文申上者、近年有来筋目、向後聊不可有異儀候、謹言、

永禄九

六月四日

浅井

馬渡上下并富田

長政（花押）

百姓中

【史料9】では、浅井氏が小今村の申し出を受けて事情を詮索し、裁決を下したものであるが、ここで注目される

ことは「隣郷者対起請文申上者」と記されていることである。これは、浅井氏が状況を調査したところ、その用水に關して隣郷の者が証言をしたことにより、浅井氏はそれを基準として「近年有来筋目」にて裁定した、と読み取れる。このことから、戦国大名の裁定が隣郷との合意、すなわち地域で承認された先例を重視して行われていたことがわかれるとともに、一方で戦国大名の裁定が隣郷との関係によって保証されていたことを指摘できよう。【史料9】にみえる隣郷の仲裁は、在地においてすでに行われていた村落間相論の解決方法であった。つまり、戦国大名裁定は、在地における口入体制をもとに、さらにその上に戦国大名による検分や強制を加えることで解決されるものだったということである。

そして大名の裁定は、隣郷の合意に支えられ、これまでの先例を統合した新たな先例として確立していく。村は大名裁定を求めたことにより、その遵守を強制されることになるが、それは本来村落間において激しく争われていた武力闘争や報復行為の回避を可能にした。大名のみならず隣郷にも承認された用益慣行の基準は、基本的には裁定を下した権力が存続している間は継承されるものであった。しかし、その裁定は相論当事者の一方の権益を損なう可能性を孕んでいたため、権力者が変わるとまた新たに訴訟があ

げられるようになる。

確かに、大名の裁定とはいっても実際には様々に存在した先例のなから、尋問と実検さらには近隣における合意の結果から新たな基準を設定していくため、それはある意味で一時的な合意でしかなく、相論自体の根本的な解決とはならなかった。だが、そこで作られた大名の裁定は、その後の相論において「先例」として活用されていくのである。新しく入ってきた権力の法廷に訴訟が提起されても、大名裁定によって地域の慣習化した先例は、現行の用益償行として権力側に提示されるとともに、【史料9】のように権力側によって隣郷の承認が確認され、また実検が行われることによって、多少の修正を行いながら新たな権力の安堵を獲得していく。その意味において、大名の裁定によって確立した先例は、その後の相論における先例の起点となり、権力者が交代しても在地において規定的な意味をもつものであったといえよう。^③

以上のように大名裁定の画期性は、大名法廷における尋問と実検、さらに強制力を伴った執行にみいだすことができ、また規定性は大名裁定による先例の一本化やそれに対する隣郷の承認によって、その後の先例の基準となった点に求めることができよう。だが、それによってすべての用益相論が解決し、村落間相論が停止されたわけではなかつ

た。【史料3】においても、草をめぐって「打擲」が行われ「其内一兩人、大略可罷過」という状況になった後に訴訟が起こされている。こうした在地の実態は、依然として村落間相論が実力行使によって解決されていたことを示しているよう。

確かに、戦国大名や豊臣権力による裁判は、村落間相論における自力の惨禍から百姓を解放するという機能に、在地側が同意を与えた結果として生み出されてくるものであった。しかし、戦国期においてはいまだ自力救済の道も紛争解決の手段として存在しており、裁判は村落間相論を解決するための一つの方法として在地側に選択されたものであった。おそらく、大名裁判にあげられず、武力行使や近隣第三者の仲介によって解決をみた相論も多く存在したことであろう。豊臣政権を経て、江戸時代には訴訟制度が整えられていくことになったように、村の紛争解決法の上に戦国大名への訴訟を位置づけ、これまで自力救済によって絶えず生み出されていた犠牲に対し、訴訟による自力の抑制という側面から対応したところに、戦国大名権力の歴史的段階をみることができる。

おわりに

戦国大名が実現した裁判による紛争解決は、豊臣政権においてより一層徹底化され、村の自力による紛争解決は喧嘩停止令によって「罪科」とされていく。そのため、その後江戸時代にかけて、徐々に訴訟による紛争解決が定着していくこととなり、訴訟に不利益となる自力はしだいに村の側においても抑制されるようになる。だが、自力に代わる方法としての訴訟は、自力の否定によって年々増加して処理が進まない上に、双方が先例を主張する裁判では、なかなか根本的な解決が見込まれない。そうした江戸時代初期の状況は、一方で訴訟による紛争解決を困難にしていき、江戸幕府によって「内済」による紛争解決が行われていくようになる^④。

「内済」とは、一度訴訟にあげられた案件が、第三者である在地の有力者に預けられ、双方の妥協点をみいだして解決を図る方法である。いわば、在地側の自力に委ねられた形になるわけであるが、そのような「内済」を生み出していった江戸時代初期の裁判方法については、まだそれほど研究が行われていない。江戸時代初期の裁判は、戦国大名裁判が定着し浸透した結果の到達点と捉えられることから、それがどのような方法で行われ、どこに限界があった

のか、という点を追究していくことは、戦国大名裁判の歴史的段階を見極める上でも必要となるだろう。いいかえれば、江戸時代初期の裁判の具体像を明らかにすることによって、戦国大名権力の特質がより明確にみえてくることになるということである。本稿では、その点まで見通すことができなかったため、すべて今後の課題としたい。

注

(1) 代表的なものとして、石母田正「解説」（『日本思想史大系21 中世政治社会思想 上』所収、岩波書店、一九七二年）。なお、特に注記がない場合、本稿で引用する分国法は同書による。

(2) 勝俣鎮夫「戦国法」（同『戦国法成立史論』所収、東京大学出版会、一九七九年、初出一九七六年）。

(3) この点は、戦国大名家中の成立を論じた峰岸純夫「戦国時代の『領』と領国——上野国新田領と後北条氏——」（同『中世の東国——地域と権力——』所収、東京大学出版会、一九八九年、初出一九六九年）にも共通している。

(4) 拙稿「地域権力の家中形成とその背景」（同『中近世移行期における村の生存と土豪』所収、校倉書房、二〇〇九年、初出二〇〇一年）。

(5) 藤木久志「豊臣喧嘩停止令の発見」（同『豊臣平和令と戦国社会』所収、東京大学出版会、一九八五年、初出一九八三年）・同「村の越訴」（同『村と領主の戦国世界』所収、東京大学出版会、一九九七年、初出一九八七年）、稲葉継陽

「用水相論と地域財政の展開」(同『戦国時代の荘園制と村落』所収、校倉書房、一九九八年)・同「中世史における戦争と平和―村落フエーデの実態・達成・帰結―」(『日本史研究』四四〇号、一九九九年)。

(6)『大日本古文書 家わけ第八 毛利家文書之二』所収。以下、毛利家文書は同書による。

(7)毛利家中の形成過程については、松浦義則「戦国期毛利「家中」の成立」(広島史学研究会編『史学研究五十周年記念論叢 日本編』所収、福武書店、一九八〇年)、菊池浩幸「戦国期「家中」の歴史的 성격」(『歴史学研究』七四八号、二〇〇一年)を参照。

(8)なお、家臣同士の争いについての裁定基準は、戦国大名の間で若干の相違がみられる。例えば伊達氏の「塵芥集」第三八条では、喧嘩で人が斬られた場合、負傷した人数の多い方の勝訴とするが、喧嘩を仕掛けた側が明らかな場合は、負傷者が多くても「懸手」を処罰するという「古戦防戦法」を基準としている。一方で、駿河の戦国大名今川氏の「今川仮名目録」第八条では、「喧嘩に及輩、不論理非、両方共に可行死罪也」と、いわゆる「喧嘩両成敗」の原則を提示している。一概に戦国大名といっても、裁定法については若干の指向の違いをみることできよう。こうした違いについては、戦国大名権力の問題として別に位置づけていく必要があるが、重要なことは分国法の制定によって戦国大名が求めたことが何であったか、ということであろう。「今川仮名目録」においても、先にみた「六角氏式目」や「塵芥集」に載せられた条項と同様に、喧嘩になった場合も応戦せずに我慢して、戦国大名へ注進することを求め

ている。このことから考えれば、清水克行『喧嘩両成敗の誕生』(講談社選書メチエ三五三) (講談社、二〇〇六年)にも述べられているように、処罰法については戦国大名によつてさまざまであったとはいえ、分国法を定めた戦国大名の主眼は、武力を伴った家中間の闘争を未然に防ぐことにあったと捉えられよう。

(9)菊池浩幸「戦国期人返法の一性格―安芸国を中心として―」(『歴史評論』五二三号、一九九三年)。

(10)宮崎克則『大名権力と走り者の研究』(校倉書房、一九九五年)。

(11)則竹雄一「戦国期駿豆境界地域の大名権力と民衆―天正年間を中心に―」(同『戦国大名領国の権力構造』所収、吉川弘文館、二〇〇五年、初出一九九九年)。

(12)稲葉継陽「村の再開発と名主」(同『戦国時代の荘園制と村落』所収、校倉書房、一九九八年、初出一九九七年)、拙稿「土豪の生息と村・大名」(同前掲注(4)著書所収、初出二〇〇四年)。

(13)鈴木将典「被官の安堵―甲斐武田領国における武家奉公人と在地相論―」(『日本歴史』七〇一号、二〇〇六年)。

(14)南北朝期から戦国期までの人返について検討した呉座勇一「領主の一揆と被官・下人・百姓」(史学会シンポジウム叢書『人のつながり』の中世)所収、山川出版社、二〇〇八年)は、被官を主要な対象としていた室町期の人返が、戦国期には下人・百姓にまで広げられていったことを指摘し、軍役・労働力確保を目指した戦国期の人返の画期性に、室町期の国衆連合と戦国大名権力との段階差をみている。こうした研究に照らせば、在地の問題や領国内に

紛争裁定にみる戦国大名権力の特質（長谷川）

居住する人々までも人返の対象とした戦国大名権力の特質が浮かび上がってこよう。ただ、呉座氏も指摘するように、これまでの研究においては、人返の対象を時代別に腑分けしてこなかった。実際に、戦国期の人返は、さまざまバリエーションがみられるが、そうした人返の具体的な実状については、今後の検討課題になると考えている。

(15) 藤木久志「戦国法の形成過程」（同『戦国社会史論』所収、東京大学出版会、一九七四年、初出一九六七年）・同「在地法と農民支配」（同前書所収、初出一九六九年）など。

(16) もちろん、家中間の相論は人返の問題に限られない。家中間の貸借問題や所領問題、「家」内部の相続問題や密懷の問題など、その内容は多岐にわたる。本稿ですべてを取り上げることはできないので、代表的な人返の問題を取り上げて検討した。

(17) 藤木久志「中世後期の村落間相論」（同『豊臣平和令と戦国社会』所収、東京大学出版会、一九八五年）は、村落間相論が領主間相論に発展する過程について検討している。

(18) 磯田道史「近世村落成立期の農業と藩——山野政策をめぐって——」（岡山藩研究会編『藩世界の意識と関係』所収、岩田書院、二〇〇〇年）。なお磯田氏は、一七世紀以降、牛馬の利用は、耕作面のみならず肥料の面で重視されていくようになると指摘している。

(19) 藤木前掲註（17）論文。

(20) 過剰な山用益の利用が、山の資源を枯渇させる状況については、高木徳郎『日本中世地域環境史の研究』（校倉書房、二〇〇八年）において詳細に分析されている。

(21) たとえば、湖西の小松・打下両村による、鵜川をめぐる

相論においては、室町初期には山における柴・草・木材を争う相論であったものが、戦国から江戸時代になると、山に開かれた耕地や、山から切り出した石をめぐる争うに至っている（拙稿「湖西の村の「生存史」——鵜川をめぐる小松・打下の三百年闘争——」近日発表予定）。

(22) たとえば、天文二十四年七月二十三日井奉行平井九郎衛門尉・竹本太郎二郎連署起請文写（表）No.42）には、井関をどのような素材で立て、飢水のときには、その井関をどのくらい開くのか、などについて細かく定めている。なお、この文書については、拙稿「中近世移行期村落における用水相論の実態とその展開——近江国姉川・高時川用水を事例に——」（『立教日本史論集』八号、二〇〇一年）参照。

(23) なお、「塵芥集」には、用水に関わる条項が多く、その内容の詳細さからは、水をめぐる相論が深刻かつ複雑な状況にあったことが想定される。また、「塵芥集」第八四条「九一条の条文のなかには、用水問題のみならず、「万人の飲水」としての川利用についても定められている。「塵芥集」の飲料水規定に関しては、遠藤ゆり子「塵芥集」用水規定を通してみる戦国大名」（『六軒丁中世史研究』一三号、二〇〇八年）において詳しく検討されている。

(24) 本稿では、「史料1」の「井手溝道」を「井手」「溝」と分けて解釈した。だが、戦国大名の分国法のなかで、一つの条文のなかに用水施設と道の問題が一緒に記されることはなく、先行研究でも「井手溝道」は、単に用水の問題として処理されてきた。だが、「溝道」という言葉は、他の史料にも、辞典類にもみられず、「溝道」という言葉で用水を示している事例は確認できない。また、「史料1」と

同様に、家臣の熊谷直元を誅伐したのちに、『史料1』とほぼ同様の条項を家中連署で承認して作成した慶長十一年(一六〇五)十二月十四日福原廣俊外八百十九名連署起請文(『毛利家文書』一二八四)には、『山河大道之議』(第二三条)と、道についての条文がはつきりと記されている。したがって、本稿では「溝道」を「溝」と「道」とに分けて分析を進めることにする。

(25) 東島誠『公共圏の歴史的創造』(東京大学出版会、二〇〇〇年)。

(26) 松浦前掲註(7) 論文。

(27) 高時川用水の相論に関しては、拙稿前掲註(22)論文参照。

(28) また南近江の六角氏は、提訴の際に「訴訟銭」と「目安状」を「奉行所」に提出するように定めている(「六角氏式目」第六三条)。

(29) このような北条氏や今川氏の訴訟制度に関しては、久保健一郎「戦国大名領国における訴訟と裁許」(同『戦国大名と公儀』所収、校倉書房、二〇〇一年)に詳しい。

(30) 浅井氏法廷において、登城させて事情を聞くという姿勢は、村落間相論に限らず、さまざまな案件で散見される。

【表】No.16・34・43・46・47・60などがそれにあたる。

(31) 永禄元年五月十九日保内商人申状案(『今堀日吉神社文書』五九四『今堀日吉神社文書集成』、三九二頁)。なお、六角氏への解答は、六月一四日に進上されて以後、八月二九日に書き直して再び進上され、八月晦日には布施公雄に提出されている。

(32) (永禄元年)九月二十六日枝村惣申状案(『今堀日吉神社文書』二〇一『今堀日吉神社文書集成』、一三九頁)。

(33) 浅井領国でも、「上使喧嘩」で菅浦村の百姓が討死した件について、「備前守可被尋候、被成其心得候」と、菅浦村は後で浅井長政から質問されるので準備しておくように命じられている(【表】No.59)。浅井氏の裁判においても、実際に当主から質問が出されていたことをうかがえよう。

(34) 天文二十二年八月吉日井水立様諸仕置覚書案(【表】No.29・前掲註(22) 史料(【表】No.42)。

(35) 三好長慶の裁判については、高橋敏子「東寺僧と公文所との相論にみる三好政権」(東寺文書研究会編『東寺文書にみる中世社会』所収、東京堂出版、一九九九年)、天野忠幸「三好氏の畿内支配とその構造」(『ヒストリア』一九八号、二〇〇六年)において分析されている。また、ここで明らかにされた三好氏権力は、戦国大名や国衆といった戦国期地域権力と同質の性格をもつ存在であつたと捉えられる。

(36) (永禄二年)用水相論裁許絵図絵図(『郡家区有文書』東京大学史料編纂所蔵写真)

(37) 美濃国の事例に関しては、高牧實「灌漑用水の用益」(同『幕藩制確立期の村落』所収、吉川弘文館、一九七三年)。

(38) ただし、室町幕府が、判決結果の強制執行をまったく行っていないわけではない。特に、六代將軍足利義教期には、幕府裁定に従わない在地に対する強制執行を行っていた事例が存在する。たとえば、小松と打下との鶴川をめぐる永享八年(一四三六)の相論では、湯起請の結果、小松の勝訴となったにもかかわらず、その結果に従わずにたびたび鶴川に乱入した打下を、室町幕府は延暦寺の山徒を在地に派遣して処罰している(『伊藤泰詮家文書』『志賀町史』第四巻)。判決結果を権力として執行するという点に、戦

紛争裁定にみる戦国大名権力の特質（長谷川）

国大名と同様の志向性を読み取れるが、派遣されたのは当該地域で力を持っていた山徒であり、室町幕府の役人ではなかった。この点に戦国大名の判決執行方法との違いがうかがえよう。なお、室町幕府の強制執行は、義教期に存在するが、義政期にはみられないようである。義教期を戦国の前段階と捉えるのか、室町期独自のあり方と捉えるかは、今後さらなる追究が必要となるであろう。

(39) 確かに、すべての相論が大名裁定による先例によって裁定されたわけではない。だが、かなりの部分は前の地域権力が裁定した基準を前提に裁定していくものと思われる。それは、大名裁定が実検によって裁決をしていたことや、その裁定が地域の先例となっていたことに由来しよう。裁定結果を覆すためには、新たに何らかの地域の合意を取りつけるか、あるいは小松と打下の相論が山論から郡境相論、そして耕地の領有相論へ展開していったように、相論の論点をずらすという操作が必要であったと考えられる。

(40) 内済に関しては、主に法制史の分野で研究が進められているが、ここでは宮島敬一「近世農民支配の成立について（二）——中世在地法の『否定』と『内済』——」（『地方史研究』一七一号、一九八一年）をあげておく。

(41) 江戸時代の訴訟について扱ったものとして、高橋敏『江戸の訴訟／＼岩波新書四七〇』（岩波書店、一九九六年）があげられるが、事例としては、訴訟過程について詳しく記されるようになる江戸時代後期が中心である。

The mediating power of the Daimyo in the age of Early Modern Wars, with a focus on the law of the Daimyo fief and court documents.

by HASEGAWA Yasuko

The recent historians have identified the specific elements constituting the power of the Daimyo, by examining the documents related to the law suits and trials under the regional regime. The legal function is rooted in the local problems from which fledged federal lords, clans and peasants suffered: for instance, intermittent war and famine. In pursuit of local stability, they wished a practical way to prevent the conflicts. Facing such local demands, the Daimyo constituted its power, the sole public power, by arbitrating conflicts by trial, thereby achieving the regional peace. The establishment of the regional courts, it is recently argued, shows a qualitative shift in the ruling power between the middle and early modern ages. The past historiographies, however, have little referred to how the Daimyo mediated the actual conflicts, and how epoch-making the new court system was. In particular, the law of the Daimyo fief has not been argued in relation to the comparative/relational historical studies of local villages, though it can be crucial to understand the Daimyo's politics. Thus, considering these issues, this paper analyses the actual issues around local communities expressed in the clauses of the law of the Daimyo fief. In doing so, it argues that the Daimyo judged a wide range of conflicts from the familial issues of their feudatories, maintenance of the feudal relationship, to allocation of local resources between villages. Besides, it provides a new finding that the Daimyo themselves participated in the investigating process, even questioning peasants and village representatives and surveying the land and resources in conflict. And, the execution of their decision was under control of their own officers. Such a systematized judging did not exist in the Muromachi era.